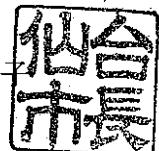


仙台市公告第422号

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により変更届出書の提出のあった下記の変更後の開発事業について、条例第21条第2項の規定に基づき第16条の規定を適用し、同条第1項に規定する開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成30年5月8日

仙台市長 郡 和子



記

1 事業者の住所及び氏名

住所 仙台市青葉区大町二丁目7番23号

氏名 秋保ヴィレッジ株式会社 代表取締役 今野 克二

2 開発事業の名称及び目的

名称 六次産業化促進事業

目的 六次産業化法に基づく、促進事業施設（農産物生産・直売・加工）及び保管施設

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市太白区茂庭字中谷地南32-1外

仙台市太白区茂庭字松場13-39外

面積 60,195平方メートル

4 意見の内容

(1) 条例第16条第1項の規定による開発事業計画書についての市長の意見

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第8条第1項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

よって、条例第17条第1項に規定する書面の提出を要しない。